

電波監理審議会による有効利用評価について

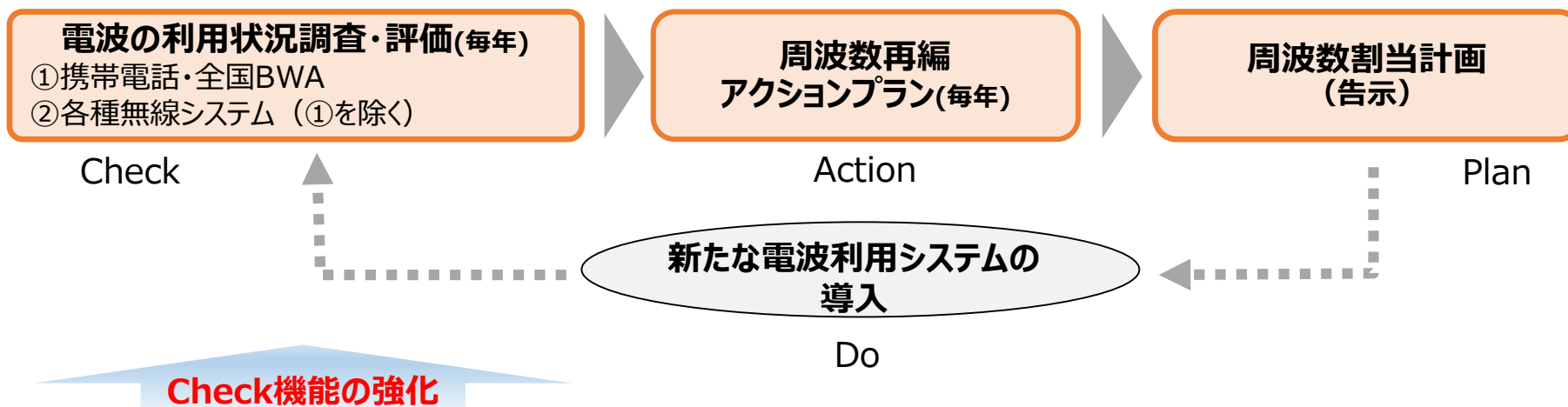
令和4年10月
有効利用評価部会事務局

(i) 電波監理審議会の機能強化

(ii) 有効利用評価方針

- **電波の有効利用の程度の評価** (有効利用評価) について、これまで総務大臣が電波の利用状況調査の結果に基づき行ってきたところ、技術の進展等に対応したより適切な評価を行うため、広い経験と知識を有する委員から構成される**電波監理審議会が行うものとする**。
- 電波監理審議会が総務大臣に対し**有効利用評価に関し必要な勧告をすることを可能**とするとともに、総務大臣が勧告に基づき講じた施策について**電波監理審議会への報告を義務付ける**。

【周波数再編のPDCAサイクル】



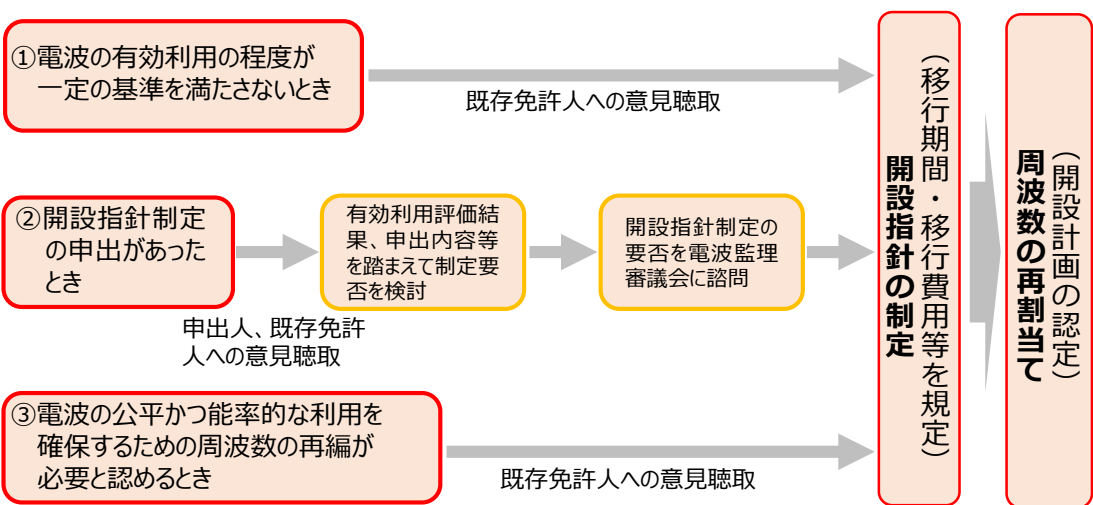
【電波監理審議会の機能強化】

- 有効利用評価の方針の制定
 - 有効利用評価のための免許人等に対する自律的なヒアリング
 - 有効利用評価の実施・勧告 (周波数再編・再割当て)
- 新たな部会の設置、特別委員の追加**

**電波の利用ニーズが
高い帯域での
周波数再編、再割当てを加速**

- 携帯電話等の電気通信業務用基地局が使用している周波数について、次の場合に**再割当て**ができるようにする。
 - 電波監理審議会による**有効利用評価の結果が一定の基準を満たさないとき**
 - **競願の申出※を受け、有効利用評価の結果等を勘案して、再割当審査の実施が必要**と総務大臣が決定したとき
 - 電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、**周波数の再編が必要**と総務大臣が認めるとき

※ 競願の申出ができる制度を新設



(参考) 携帯電話等の周波数の割当状況 (令和4年7月時点) 単位: MHz

	700 MHz帯	800 MHz帯	900 MHz帯	1.5 GHz帯	1.7 GHz帯	2GHz帯	2.3 GHz帯	2.5 GHz帯	3.4 GHz帯	3.5 GHz帯	3.7GHz帯 4.5GHz帯	28 GHz帯	合計
docomo	20	30	—	30	40 <small>東名阪のみ</small>	40	—	—	40	40	200	400	840
au	20	30	—	20	40	40	40	—	—	40	200	400	830
UQ Communication	—	—	—	—	—	—	—	50	—	—	—	—	50
SoftBank	20	—	30	20	30	40	—	—	40	40	100	400	720
WIRELESS CITY PLANNING	—	—	—	—	—	—	—	30	—	—	—	—	30
Rakuten Mobile	—	—	—	—	80 <small>(40MHzは東名阪以外)</small>	—	—	—	—	—	100	400	580
合計	60	60	30	70	190	120	40	80	80	120	600	1,600	3,050

開設計画の認定に基づいて割り当てられた周波数 (認定期間終了)
 開設計画の認定に基づいて割り当てられた周波数 (認定期間中)

※ 排他的に免許申請できる期間を「5年」から「10年」に延長する。

1 電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和4年法律第63号)の概要 (令和4年10月1日施行 (公布後9月以内施行))

(1) 電波監理審議会による有効利用評価 (改正電波法第26条の3)

- 電波監理審議会は、総務省から利用状況調査結果の報告を受けたときは、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向等を勘案して、電波の有効利用の程度の評価(有効利用評価)を行う。
- 電波監理審議会は、あらかじめ、有効利用評価の基準及び方法その他有効利用評価の実施に必要な事項に関する方針(有効利用評価方針)を定め、公表を義務付ける。
- 電波監理審議会は、有効利用評価を行った場合には、総務大臣にその結果を報告し、結果の概要の公表を義務付ける。
- 電波監理審議会は、免許人等に対して報告又は資料の提出を求めるなど必要な調査を行うことを可能とする。

(2) 電波監理審議会による勧告機能の強化等

- 電波監理審議会が総務大臣に対し有効利用評価に関し必要な勧告をすることを可能とするとともに、総務大臣が勧告に基づき講じた施策について電波監理審議会への報告を義務付ける。

2 電波監理審議会令(令和4年政令第290号)の概要 (令和4年10月1日施行)

改正電波法第99条の15の規定に基づき、電波監理審議会令を制定する。

(1) 特別委員

- 電波監理審議会に、電波の有効利用の程度の評価を行わせ、又は特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員5人以内を置くことができることとする。
- 特別委員は非常勤とし、任期は原則3年。
- 学識経験のある者のうちから、総務大臣が任命する。

(2) 部会

- 電波監理審議会は、部会を置くことができることとする。
- 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。
- 部会に属する委員の半数以上の出席により開催。部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

3 電波監理審議会議事規則の一部改正

新たに制定した電波監理審議会令において、電波監理審議会に**特別委員（5人以内）及び部会を設置**することができるに伴い、会議の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項について、所要の規定の整備を行う。

(1) 電波監理審議会の会議の議事の手続き等については、**部会において準用する。**

- 会議は部会長が招集し、部会に属する委員は部会長に会議の招集を求めることができる。
- 部会長は議長となり、議事を整理する。
- 部会長は、必要があると認めるときは、関係の職員を部会に出席させて、議題に関し説明をさせることができる。
- 部会の議事は、議事録に記録する。議事録には出席した委員、審理官、**特別委員**及び関係の職員の氏名を記載し、会議に出席した委員の承認を得て確定する。
- 総務省総合通信基盤局総務課長が指名する者は会議の幹事となり、部会長の命を受け、会議の事務を行う。

(2) その他、審議会の会議の議事の手続の細目その他審議会の運営に関し必要な事項については、部会長が審議会に諮って定める。

1 電波法等の改正

- 電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和4年法律第63号)
(令和4年6月10日公布) (令和4年10月1日施行 (公布後9月以内施行))
- 電波監理審議会令(令和4年政令第290号)
(令和4年8月31日公布) (令和4年10月1日施行)

2 関係省令等の改正

- 電波法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年総務省令第64号)
(令和4年9月30日公布) (令和4年10月1日施行)
 - ・電波の利用状況の調査等に関する省令の改正
 - ・電波監理審議会議事規則の改正

3 改正法施行(令和4年10月1日(公布後9月以内施行))

電波監理審議会における審議等

第1101回電波監理審議会(令和4年5月18日)
有効利用評価方針案について検討開始

第1104回電波監理審議会(令和4年7月15日)
有効利用評価方針案について意見募集を開始

パブリックコメント実施
(7/16~8/19)

第1105回電波監理審議会(令和4年9月1日)
学識経験者を交えた検討

第1106回電波監理審議会(令和4年9月28日)
有効利用評価方針の決定・公表

有効利用評価部会の設置について決定(10月1日)

令和4年10月1日 電波監理審議会 有効利用評価部会の設置

(i) 電波監理審議会の機能強化

(ii) 有効利用評価方針

評価の方法等

※ 電波監理審議会が7/16～8/19にパブコメ実施、9/28に決定・公表

(1)電気通信業務用基地局に係る評価

評価事項	人口カバー率、技術導入状況等	その他(インフラシェアリングの取組等)
評価方法	周波数帯ごとの実績評価及び進捗評価(定量的・定性的)。	複数の周波数を横断した総合的に勘案した定性的な評価。

周波数帯	認定が満了した周波数帯等	認定の有効期間中の周波数帯
実績評価	i 基地局の数 ii 人口カバー率 iii 面積カバー率 iv 通信量 v 技術導入状況 vi 総合的な評価	i カバレッジ (基地局の数、人口カバー率、面積カバー率) ii 技術導入状況 iii 総合的な評価
進捗評価	前年度比	開設計画比

※ 複数の周波数を横断した定性的な評価基準も定めるとともに、免許人ごとに各評価を踏まえた総合的な所見を述べる。

(2)電気通信業務用基地局以外の無線局に係る評価

評価する無線局	公共業務用無線局	その他無線局
評価方法	需要が顕在化している周波数約1,200MHz幅を踏まえた、電波の利用の停止、周波数移行・共用の対応の状況やデジタル化に向けた対応の状況等を定性的に評価。	無線局の数の増減、通信頻度、周波数の移行やデジタル化の状況等を定性的に評価※。

※重点調査対象システムは実測による発射状況等を踏まえて評価

(3)その他

- 免許人等に対し、評価に必要なヒアリング等を行う。
- 評価に関する事項に関し、必要に応じて勧告を行う。
- 各周波数帯の利用実態に係る評価に必要な調査・評価結果等を踏まえ、電波の特性に応じた電波利用の需要や利用実態の変化、技術進展等に合わせて、適時適切に評価方法及び基準の見直しを行う。

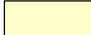
認定の有効期間が満了した周波数帯等の評価 (定量評価)

評価事項	実績評価 (別紙1関係)	進捗評価 (別紙2関係)
① 電気通信業務用基地局の数	絶対評価	①～③を踏まえた 総合的な評価 (前年度比)
② 人口カバー率	絶対評価	
③ 面積カバー率	相対評価	
④ 無線局の行う無線通信の通信量	絶対評価	前年度比
⑤ 技術導入状況	絶対評価	前年度比
総合的な評価	絶対評価 (③を除く)	

認定の有効期間中の周波数帯の評価 (定量評価)

評価事項	実績評価 (別紙3関係)	進捗評価 (別紙4関係)
① 電気通信業務用基地局の数	①～③を踏まえた 総合的な相対評価	①・②を踏まえた 総合的な評価 (開設計画比)
② 人口カバー率		
③ 面積カバー率		なし
④ 5G高度特定基地局の数	④・⑤を踏まえた 総合的な相対評価	④・⑤を踏まえた 総合的な評価 (開設計画比)
⑤ 5G基盤展開率		
⑥ 技術導入状況	絶対評価	前年度比
総合的な評価	絶対評価 (④・⑤を除く)	

 …令和4年度評価から追加する基準

 …令和4年度評価から変更する基準

複数周波数を横断した評価 (定性評価) 別紙5関係

- ① 総務省令に規定する事項に対する評価
- ② 総合的な評価

(別紙1) 1 電気通信業務用基地局の数

SS	S	A	B	C	D	備考
-	-	-	認定計画値以上である。	-	B評価に該当しない場合。 (認定計画値未満である。)	800MHz帯及び2GHz帯を除く。

(別紙1) 2 人口カバー率

※ 評価基準における人口カバー率は、評価区域におけるメッシュ内の人口の合計に対する、メッシュ(通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の2分の1を超えるものに限る。)内の人口の合計の割合をいう。
なお、通信が可能となる区域か否かの判断は各事業者が行う。

	SS	S	A	B	C	D	参考
							開設指針における絶対審査基準
700MHz	100%	95%以上	90%以上	85%以上	80%以上	80%未満	総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の(市町村)人口カバー率が全て80%以上(平成31年度末)
800MHz	100%	95%以上	90%以上	85%以上	80%以上	80%未満	-
900MHz	100%	95%以上	90%以上	85%以上	80%以上	80%未満	総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の(市町村)人口カバー率が全て80%以上(平成30年度末)
1.5GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満	各総合通信局の管轄区域内の特定基地局の(市町村)人口カバー率が全て50%以上(平成26年度末)
1.7GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満	○H18開設指針 東名阪各総合通信局の管轄区域内の(市町村)人口カバー率が全て50%以上 ○H21開設指針 各総合通信局の管轄区域内の特定基地局の(市町村)人口カバー率が全て50%以上
2GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満	-
2.5GHz BWA	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満	総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の(市町村)人口カバー率が全て50%以上(平成24年度末) 総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の人口カバー率が全て50%以上(平成29年度末)
3.5GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満	総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の人口カバー率が全て50%以上(平成30年度末)

(別紙1) 3 面積カバー率

SS	S	A	B	C	D
-	周波数帯平均値の110%以上である。	周波数帯平均値の90%以上110%未満である。	周波数帯平均値の70%以上90%未満である。	周波数帯平均値の70%未満である。	-

(別紙1) 4 無線局の行う無線通信の通信量

SS	S	A	B	C	D	備考
-	-	-	評価区域内の全ての都道府県において、毎日トラヒックがある。	-	B評価に該当しない場合。 (評価区域内のいずれかの都道府県において、1日の間トラヒックがない。)	

(別紙1) 5 技術導入状況

SS	S	A	B	C	D	備考
-	-	-	評価区域内の全ての都道府県において、CA、MIMO若しくはQAMのいずれか又はそれらの代替技術を導入し、電波を能率的に利用している。	-	B評価に該当しない場合。 (評価区域内のいずれかの都道府県において、ア又はイの場合である。 ア CA、MIMO若しくはQAMのいずれか又はそれらの代替技術を導入しているが、電波を能率的に利用していない。 イ CA、MIMO、QAM及びそれらの代替技術のいずれも導入していない。)	

(別紙1) 6 総合的な評価

S	A	B	C	D
2(人口カバー率)の評価がSS又はSである。	2(人口カバー率)の評価がAである。	2(人口カバー率)の評価がBである。	2(人口カバー率)の評価がCである。	1(基地局の数)、2(人口カバー率)、4(通信量)又は5(技術導入状況)のいずれかの評価がDである。

（別紙2） 1 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率

評価項目	S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数	前年度実績値 + 3,000局超	前年度実績値 ± 3,000局以内	前年度実績値 - 5,000局以上 前年度実績値 - 3,000局未満	前年度実績値 - 5,000局未満
(2) 人口カバー率	前年度実績値 + 1 %超	前年度実績値 ± 1 %以内	前年度実績値 - 5 %以上 前年度実績値 - 1 %未満	前年度実績値 - 5 %未満
(3) 面積カバー率	前年度実績値 + 1 %超	前年度実績値 ± 1 %以内	前年度実績値 - 5 %以上 前年度実績値 - 1 %未満	前年度実績値 - 5 %未満
(4) 総合的な評価	前年度実績値を大きく上回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア (1)、(2)又は(3)の評価のうちいずれかがSである。 イ (1)、(2)及び(3)の評価がいずれもA以上である。	前年度実績値を維持しているとして、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもAである。	前年度実績値を大きく下回っているとして、ア及びイを満たしている ア (1)、(2)又は(3)の評価のうちいずれかがBである。 イ (1)、(2)及び(3)の評価がいずれもB以上である。	前年度実績値を非常に大きく下回っているとして、(1)、(2)又は(3)の評価のいずれかがCである。

（別紙2） 2 無線局の行う無線通信の通信量

S	A	B	C
-	-	帯域別トラヒック総量が前年度実績値以上である。	帯域別トラヒック総量が前年度実績値未満である。

（別紙2） 3 技術導入状況

S	A	B	C
前年度実績値を大きく上回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア (ア)CA、(イ) 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO若しくはMassive MIMO又は(ウ)256QAMのうち1つ以上で、技術導入状況が前年度実績値 + 10%を超えている。 イ (ア)CA、(イ) 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO又はMassive MIMO及び(ウ)256QAMのいずれも、技術導入状況が前年度実績値 - 10%以上である。	前年度実績値と同等程度であるとして、(ア)CA、(イ) 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO又はMassive MIMO及び(ウ)256QAMのいずれも、技術導入状況が前年度実績値 ± 10%以内である。	前年度実績値を大きく下回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア (ア)CA、(イ) 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO若しくはMassive MIMO又は(ウ)256QAMのうち1つ以上で、技術導入状況が前年度実績値 - 10%未満である。 イ (ア)CA、(イ) 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO又はMassive MIMO及び(ウ)256QAMのいずれも、技術導入状況が前年度実績値 - 30%以上である。	前年度実績値を非常に大きく下回っているとして、(ア)CA、(イ) 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO若しくはMassive MIMO又は(ウ)256QAMのうち1つ以上で、技術導入状況が前年度実績値 - 30%未満である。

(別紙3) 1 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率

S	A	B	C
<p>周波数帯の平均的な電波の利用状況を大きく上回っているとして、ア及びイを満たしている。</p> <p>ア 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率のうち複数、周波数帯平均値の110%を超えている。</p> <p>イ 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率のいずれも、周波数帯平均値の90%以上である。</p>	<p>周波数帯の平均的な電波の利用状況と同等程度であるとして、以下の条件を複数満たしている、又は、条件の範囲を上回っているものと条件の範囲を下回っているものがある。</p> <p>ア 電気通信業務用基地局の数、電気通信業務用基地局の数に係る周波数帯平均値の90%以上110%以下である。</p> <p>イ 人口カバー率が、人口カバー率に係る周波数帯平均値の90%以上110%以下である。ただし、人口カバー率に係る周波数帯平均値の110%にあたる人口カバー率が100%を超える場合は、周波数帯平均値±(100%－周波数帯平均値)以内とする。</p> <p>ウ 面積カバー率が、周波数帯平均値の90%以上110%以下である。</p>	<p>周波数帯の平均的な電波の利用状況を大きく下回っているとして、以下の条件を複数満たしている。</p> <p>ア 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率又は面積カバー率のうち複数、周波数帯平均値の70%以上かつAの条件の範囲を下回っている。</p> <p>イ 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率のいずれも、周波数帯平均値の110%以下である。</p> <p>ウ 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率のうち、1つがAの条件の範囲を満たしており、1つ以上が周波数帯平均値の70%未満である。</p>	<p>周波数帯の平均的な電波の利用状況を非常に大きく下回っているとして、ア及びイを満たしている。</p> <p>ア 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率のうち複数、周波数帯平均値の70%未満である。</p> <p>イ 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率のいずれも、Aの条件の範囲を下回っている。</p>

(別紙3) 2 5G高度特定基地局の数及び5G基盤展開率

S	A	B	C
<p>周波数帯の平均的な電波の利用状況を大きく上回っているとして、5G高度特定基地局の数及び5G基盤展開率のいずれも、それぞれ周波数帯平均値の110%を超えている。</p>	<p>周波数帯の平均的な電波の利用状況と同等程度であるとして、ア又はイのいずれかを満たしている。</p> <p>ア 5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率のいずれも、周波数帯平均値の90%以上110%以下である。ただし、5G基盤展開率に係る周波数帯平均値の110%にあたる5G基盤展開率が100%を超える場合は、周波数帯平均値±(100%－周波数帯平均値)以内とする。</p> <p>イ 5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率のうち、一方が周波数帯平均値の110%を超えており、他方が周波数帯平均値の110%以下である。</p>	<p>周波数帯の平均的な電波の利用状況を大きく下回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。</p> <p>ア 5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率のうち、一方がAの条件の範囲を満たしており、他方がAの条件の範囲を下回っている。</p> <p>イ 5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率のいずれもAの条件の範囲を下回っており、かつ1つ以上が70%以上である。</p>	<p>各周波数帯の平均的な電波の利用状況を非常に大きく下回っているとして、5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率のいずれも、5G用周波数帯平均値の70%未満である。</p>

(別紙3) 3 技術導入状況

	S	A	B	C
(1) 5 G 用周波数帯以外の周波数帯	以下のうち複数の技術の導入率が50%を超えている。 ア CA イ 4/8MIMO (Massive MIMOを含む) ウ 256QAM	以下のうち複数の技術が導入されている。 ア CA イ 2/4/8MIMO (Massive MIMOを含む) ウ 256QAM又はUL64QAM	以下のうち1つの技術が導入されている。 ア CA イ 2/4/8MIMO (Massive MIMOを含む) ウ 256QAM又はUL64QAM	以下のうちいずれの技術も導入されていない。 ア CA イ 2/4/8MIMO (Massive MIMOを含む) ウ 256QAM又はUL64QAM
(2) 5 G 用周波数帯	以下のうち複数の技術の導入率が50%を超えている。 ア CA イ 4/8MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM	以下のうち複数の技術が導入されている。 ア CA イ 4/8MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM	以下のうち1つの技術が導入されている。 ア CA イ 4/8MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM	以下のうちいずれの技術も導入されていない。 ア CA イ 4/8MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM

(別紙3) 4 総合的な評価

S	A	B	C
1 (電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率)及び3 (技術導入状況)の評価のうち一方がSであり、他方がA又はSである。	1 (電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率)及び3 (技術導入状況)の評価のいずれもAである。	1 (電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率)及び3 (技術導入状況)の評価のうち一方がBであり、他方がB、A又はSである。	1 (電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率)又は3 (技術導入状況)の評価のうちいずれかがCである。

（別紙4） 1 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率（5G用周波数帯以外の周波数帯）

周波数帯	S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数	計画値 + 3,000局超	計画値以上 計画値 + 3,000局以内	計画値 - 3,000局以上計画値未滿	計画値 - 3,000局未滿
(2) 人口カバー率	計画値 + 1%超	計画値以上 計画値 + 1%以内	計画値 - 1%以上 計画値未滿	計画値 - 1%未滿
(3) 総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、開設計画値を大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち一方がSであり、他方がA又はSである。	認定された開設計画を適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価のいずれもAである。	認定された開設計画を概ね適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価のうち一方がBであり、他方がB、A又はSである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、(1)又は(2)の評価のいずれかがCである。

（別紙4） 2 電気通信業務用基地局の数（5G用周波数帯）

周波数帯	S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数(屋外)	計画値 + 3,000局超	計画値以上 計画値 + 3,000局以内	計画値 - 3,000局以上 計画値未滿	計画値 - 3,000局未滿
(2) 電気通信業務用基地局の数(屋内)	計画値 + 3,000局超	計画値以上 計画値 + 3,000局以内	計画値 - 3,000局以上計画値未滿	計画値 - 3,000局未滿
(3) 総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、開設計画値を大きく上回っているとして、(1)及び(2)のうち一方がSであり、他方がA又はSである。	認定された開設計画を適切に実施しているとして、(1)及び(2)のいずれもAである。	認定された開設計画を概ね適切に実施しているとして、(1)及び(2)のうち一方がBであり、他方がB、A又はSである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、(1)及び(2)のうちいずれかがCである。

（別紙4） 3 5G高度特定基地局の数及び5G基盤展開率（5G用周波数帯）

周波数帯	S	A	B	C
(1) 5G高度特定基地局の数	計画値 + 1,000局超	計画値以上 計画値 + 1,000局以内	計画値 - 1,000局以上計画値未滿	計画値 - 1,000局未滿
(2) 5G基盤展開率	計画値 + 1%超	計画値以上 計画値 + 1%以内	計画値 - 1%以上 計画値未滿	計画値 - 1%未滿
(3) 総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、開設計画値を大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち一方がSであり、他方がA又はSである。	認定された開設計画を適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価のいずれもAである。	認定された開設計画を概ね適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価のうち一方がBであり、他方がB、A又はSである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、(1)及び(2)の評価のうちいずれかがCである。

（別紙4） 4 技術導入状況

別紙2 3(技術導入状況)の基準を準用する。

※ 開設計画の履行に当たり、特に考慮すべき事情がある場合は、未評価として「R」とする。

（別紙5） 1 総務省令に規定する事項※

評価	評価の基準
a	電波の有効利用又は適切な電波利用が行われている。
b	電波の有効利用又は適切な電波利用が一定程度行われている。
c	電波の有効利用又は適切な電波利用があまり行われていない。
d	電波の有効利用又は適切な電波利用が行われていない。

（別紙5） 2 総合的な評価

評価	評価の基準
a	電波の有効利用又は適切な電波利用が行われている。
b	電波の有効利用又は適切な電波利用が一定程度行われている。
c	電波の有効利用又は適切な電波利用があまり行われていない。
d	電波の有効利用又は適切な電波利用が行われていない。

※電波の利用状況の調査及び有効利用の程度の評価に関する省令第9条第1号

- ① 免許人の数
- ② 無線局の目的及び用途
- ③ 無線設備の使用技術
- ④ 無線局の具体的な使用実態
- ⑤ 他の電気通信手段への代替可能性
- ⑥ 電波を有効利用するための計画
- ⑦ 既設電気通信業務用基地局が現に使用している周波数の幅
- ⑧ 接続・卸役務提供の状況

(1)電波の利用状況の調査等に関する省令の一部改正

省令名：「電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令」に改正する。

目的：この省令は、電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関し、必要となる事項を定めることを目的とする。

	携帯電話等の無線局	その他無線局
①無線局の種類及び調査の周期	1. 電気通信業務用基地局※：1年 ※ 電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局についても併せて調査を行う。	1. 公共業務用無線局※：1年 2. 電気通信業務用基地局及び公共業務用無線局以外の無線局：①、②の周波数帯ごとにおおむね2年 ①714MHz以下のもの ②714MHzを超えるもの ※ 電波利用料の減免対象である公共業務用無線局のうち特に調査する必要があるものとして総務大臣が指定するものに限る。
②調査区分 (一部法定事項) 法第26条の2第1項	1. 免許人〔法定事項〕 2. 周波数帯〔法定事項〕及び全ての周波数帯 3. 全国及び総合通信局※の管轄区域※ 沖縄総合通信事務所を含む。	1. 周波数帯〔法定事項〕 2. 全国及び総合通信局※の管轄区域※ 沖縄総合通信事務所を含む。
③調査事項	1. 無線局の数 2. 無線局の行う無線通信の通信量 3. 無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況 4. 免許人の数 5. 無線局の目的及び用途 6. 無線設備の使用技術 7. 無線局の具体的な使用実態 8. 他の電気通信手段への代替可能性 9. 電波を有効利用するための計画 10. 使用周波数の移行計画 11. 既設電気通信業務用基地局が現に使用している周波数の幅 12. 接続・卸役務提供の状況	1. 無線局の数 2. 無線局の行う無線通信の通信量 3. 無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況 4. 免許人の数 5. 無線局の目的及び用途 6. 無線設備の使用技術 7. 無線局の具体的な使用実態 8. 他の電気通信手段への代替可能性 9. 電波を有効利用するための計画 10. 使用周波数の移行計画
④評価事項 (一部法定事項) 法第26条の3第1項	③調査事項と同じ(同上)※ ※ ③1～3の評価は法定事項	③調査事項と同じ(同上)※ ※ ③1～3の評価は法定事項

- 電波監理審議会は、評価方針の作成・公表を行う。
- 総務大臣が行った利用状況調査に対し、評価を実施、必要に応じて事業者ヒアリングを実施する。
- 作成した評価を元に電波監理審議会として勧告等を実施する。

電波の利用状況の調査(電波法第26条の2第1項)

第1号調査
【法第26条の2
第1項第1号】

電気通信業務用基地局
(携帯電話・全国BWA)(毎年)

〈調査事項〉

- ①免許人数、無線局数、目的・用途、無線設備の使用技術
- ②基地局等の整備状況・整備能力、混信等の防止、安全・信頼性の確保、基地局等の利用促進実績、新たな技術の導入、トラフィック等

第2号調査
【法第26条の2
第1項第2号】

各種無線システム(第1号調査を除く。)
①714MHz以下(令和4年度)
②714MHz超(令和5年度)

〈調査事項〉

- ①免許人数、無線局数、目的・用途、無線設備の使用技術
- ②無線局の使用実態、他の電気通信設備への代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用する周波数の移行計画
- ③発射状況調査(補完)

臨時の利用状況調査
(必要に応じ)
【省令】

評価方針の決定・公表
(R4年度評価)
【法第26条の3第2項】

調査結果の電波監理審議会への報告・
概要の公表
【法第26条の2第2項】

評価(案)の検討
免許人等へのヒアリング【法第26条の3第7項】

評価(案)に対する意見募集
意見募集内容の検討

評価結果の総務大臣への報告・結果概要の公表
【法第26条の3第1項・第4項】

周波数割当計画の作成・改正、電波の有効利用に資する政策への反映

凡例

総務省

電波監理審議会
有効利用評価部会